

平成 30 年 10 月 1 日施行
「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務」
にかかるQ&A

Q1

いつから手続きが変更になるのですか？

A1

平成 30 年 10 月 1 日以降に日本年金機構で受付する届書からです。

Q2

具体的に何が変わるのですか？

A2

主な変更点は次の3点です。

(1)身分関係については、平成 30 年 10 月 1 日以降は、被保険者と扶養認定を受ける方が同姓か別姓かに関わらず、身分関係の確認ができる戸籍謄本等[※]の添付が必要になります。

なお、届書に被保険者と扶養認定を受ける方のマイナンバーをご記入いただいた上で、戸籍謄本等により、事業主様が扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認し、届書の備考欄に「続柄確認済み」とご記入いただいた場合、身分関係の確認ができる戸籍謄本等の添付を省略することができます。

(2)生計維持関係については、扶養認定を受ける方が被保険者と別居している場合は、仕送りの事実と仕送り額が確認できる預金通帳の写し又は現金書留の控え(写し)の添付が必要になります。

(3)被保険者と扶養認定を受ける方が同居している場合、同居であることの確認ができる住民票の添付が必要となります。

なお、日本年金機構において同居の確認ができる場合は、住民票の添付を省略することができますので、原則、住民票の添付は不要です。確認ができなかった場合には、事業主様を通じて同居の確認ができる書類の提出を求めることとしておりますので、その際にはご協力をお願いします。

※戸籍謄本等とは、次の書類をいいます。いずれかを添付してください。

- ・続柄が確認できる扶養認定を受ける方の戸籍謄本又は戸籍抄本
- ・被保険者と扶養認定を受ける方が同一世帯であり、被保険者が世帯主である場合は住民票

Q3

なぜ、必要な添付書類が変わるのですか？

A3

厚生労働省より、日本国内にお住いのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分関係及び生計維持関係の確認について、申立のみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定を行うよう、事務の取扱いが示されたことから、届出に際して、確認書類の添付をお願いすることとなりますので、ご協力をお願いいたします。

Q4

身分関係に関する証明書類は何を添付すればよいのですか？

A4

身分関係の確認ができる書類として、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付してください。なお、被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合は住民票でも可能です。

ただし、届書に被保険者と扶養認定を受ける方のマイナンバーをご記入いただき、戸籍謄本等により、事業主様が扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認し、届書の備考欄に「続柄確認済み」とご記入いただくことで、戸籍謄本などの添付を省略することができます。

Q5

身分関係に関する証明書類はコピーの添付でもよいですか。また、過去に発行されたものでもよいですか？

A5

戸籍謄(抄)本や住民票については、提出日から 90 日以内に発行された原本を添付してください。

Q6

収入に関する添付書類は必要ですか？

A6

年間収入が130万円未満(扶養認定を受ける方が60歳以上又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は、年間収入が180万円未満)であることが確認できる公的機関が発行した証明書類の添付が必要です。

扶養認定を受ける方が所得税法上の控除対象配偶者・控除対象扶養親族であることを、事業主様が確認された場合、届書の「事業主確認欄」の「確認」部分を○で囲んでいただければ、収入に関する添付書類は省略できます。

また、16歳未満の方を扶養に入れる場合、証明書類の添付は不要です。

Q7

所得税法上の控除対象配偶者・控除対象扶養親族に該当しない方を扶養に入れたいのですが、どのような書類が必要ですか？

A7

所得税法上の控除対象配偶者、控除対象扶養親族に該当しない場合は、次の添付書類が必要です。

(1)退職した場合

退職証明書又は雇用保険被保険者離職票のコピーを添付してください。

(2)退職後の雇用保険の失業給付の受給中又は受給が終了した場合

雇用保険受給資格者証のコピーを添付してください。

(3)年金受給中の場合

年金受給額が確認できる年金証書、直近の改定通知書又は振込通知書のコピーを添付してください。

(4)自営業による収入、不動産収入がある場合

直近の確定申告書のコピーを添付してください。

(5)上記(2)～(4)に加えて他に収入がある場合

(2)～(4)の確認書類に加え、課税(非課税)証明書を添付してください。

(6)上記以外の場合

課税(非課税)証明書を添付してください。

Q8

課税証明書はコピーでも手続きはできますか。また、過去に発行されたものでもよいですか？

A8

課税証明書や非課税証明書など公的機関が発行した証明書類については、原本を添付してください。また、「被扶養者になった日」からみて直近のものを添付してください。

Q9

退職証明書はコピーでも手続きはできますか？

A9

公的機関が発行した証明書類以外の場合は、確認書類のコピーで手続きができません。

Q10

障害年金を受給している方を扶養に入れる場合、収入に関する添付書類は省略できますか？

A10

非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーを添付してください。

Q11

扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているのですが、生計維持関係の確認のため、住民票の添付は必要ですか？

A11

同居の確認は日本年金機構において、住民基本台帳で届出いただいた内容に基づき確認をするため、住民票の添付は必要ありません。

なお、日本年金機構で同居の確認ができなかった場合には、事業主様を通じて同居の確認ができる書類の提出を求めることとしておりますので、その際には、ご協力をお願いします。

Q12

被保険者と扶養認定を受ける方が別居の場合、どのように手続きをすればよいですか？

A12

扶養認定を受ける方の年間収入が被保険者からの仕送り額未満であることを確認するため、仕送りの事実と仕送り額(1回あたり)が確認できる次の書類を添付してください。

(1) 扶養認定を受ける方の口座へ振り込みをしている場合

被保険者の預金通帳の写しを添付してください。

なお、預金通帳の写しについては、振込者(被保険者)、振込先の方(扶養認定を受ける方)、振込額が確認できるものを添付してください。

(2) 扶養認定を受ける方へ現金書留で送金している場合

現金書留の控え(写し)を添付してください。

なお、現金書留の控え(写し)については、依頼主(被保険者)、届け先(扶養認定を受ける方)、送金した金額が確認できるものを添付してください。

なお、確認書類の添付がなく、申立のみでは、被扶養者として認定を行うことはできません。

※16歳未満の方又は16歳以上の学生の場合は、Q14を参照してください。

Q13

仕送り額については、届書に記入する必要はありますか？

A13

(1)仕送り額が一定の場合

- ・届書の備考欄に1回あたりの仕送り額を記入してください。
- ・年複数回の仕送りを予定している場合は「扶養に関する申立書」欄に1年間の仕送りの回数を記入してください。

(2)仕送り額が一定でない場合

- ・「扶養に関する申立書」欄に仕送りの回数及び各回の仕送り予定額と1年間の合計の仕送り予定額を記入してください。

例)仕送り回数年5回、1回目 50万円、2回目 20万円、3回目 30万円、
4回目 45万円、5回目 55万円、合計 200万円

Q14

別居している未成年の方を扶養に入れたいのですが、どのように手続きをすればよいでしょうか？

A14

(1)扶養認定を受ける方が16歳以上かつ、学生以外の場合

仕送りの事実と仕送り額(1回あたり)が確認できる証明書類の添付が必要です。
(Q12を参照してください)

(2)扶養認定を受ける方が、16歳未満又は、16歳以上の学生^{*}の場合

仕送りの事実と仕送り額が確認できる証明書類の添付は不要です。
なお、16歳以上の学生については、所得税法上の控除対象扶養親族でない場合、収入に関する証明書類が必要になります。

※昼間・夜間全てです

Q15

機構ホームページで新しい様式が掲載されていますが、どこが変更になったのですか？

A15

様式の表面については、変更点はありません。届書裏面の「記入方法」と「添付書類」の記載を一部変更いたしました。

「記入方法」については、身分関係に関する確認書類の添付を省略できる場合の「備考欄」への記入方法について追記しました。また、「添付書類」については、身分関係に関する確認書類と、被保険者と扶養認定を受ける方が別居の場合の仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類について追記しました。